

社会的養育推進の手引き

令和 7 年（2025 年）3 月

山 口 県

こども・子育て応援局こども家庭課

<目次>

第1章	山口県における社会的養育の体制整備の基本的考え方……………	1
1	手引き作成の趣旨……………	1
2	社会的養育推進の基本的考え方……………	1
第2章	取組の内容……………	2
I	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み……………	2
1	児童数の将来推計……………	2
2	措置及び委託児童数の将来推計……………	2
II	取組の内容……………	3
1	当事者である子どもの権利擁護の取組……………	3
(1)	本県の現状と課題……………	3
(2)	取組内容……………	3
2	市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組……………	5
(1)	本県の現状と課題……………	5
(2)	取組内容……………	6
3	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組……………	8
(1)	本県の現状と課題……………	8
(2)	取組内容……………	8
4	一時保護改革に向けた取組……………	9
(1)	本県の現状と課題……………	9
(2)	取組内容……………	10
5	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組……………	12
(1)	本県の現状と課題……………	12
(2)	取組内容……………	13
6	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組……………	14
(1)	本県の現状と課題……………	15
(2)	取組内容……………	16

7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	1 8
(1)	本県の現状と課題	1 9
(2)	取組内容	2 0
(3)	母子生活支援施設について	2 2
8	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	2 3
(1)	本県の現状と課題	2 3
(2)	取組内容	2 4
9	児童相談所の強化等に向けた取組	2 5
(1)	本県の現状と課題	2 5
(2)	取組内容	2 6
10	障害児入所施設における支援	2 7

資料

○	数値目標	2 8
---	------	-----

第1章 山口県における社会的養育の体制整備の基本的考え方

1 手引き作成の趣旨

山口県では、社会全体で子どもと子育て世帯を支え、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんなで子育て応援山口県」を推進するため、「山口県社会的養育推進計画」をはじめ本県のこども施策に関する計画を一体のものとして、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

本資料は、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を効果的に実施するために、県、児童相談所、市町、施設、里親等、関係者の理解を深めるためのものです。

山口県の社会的養育推進計画	計画期間
家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画	平成27年度～令和元年度
山口県社会的養育推進計画	令和2年度～令和6年度※
やまぐち子ども・子育て応援プラン	令和7年度～令和11年度

※ 山口県社会的養育推進計画は令和11年度を終期として、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、前期末（令和6年度末）に計画の見直しを行うこととしていました。

2 山口県における社会的養育推進の基本的考え方

平成28年（2016年）に改正された児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

さらに、令和4年（2022年）に改正された児童福祉法では、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護を図るための措置が講じられました。

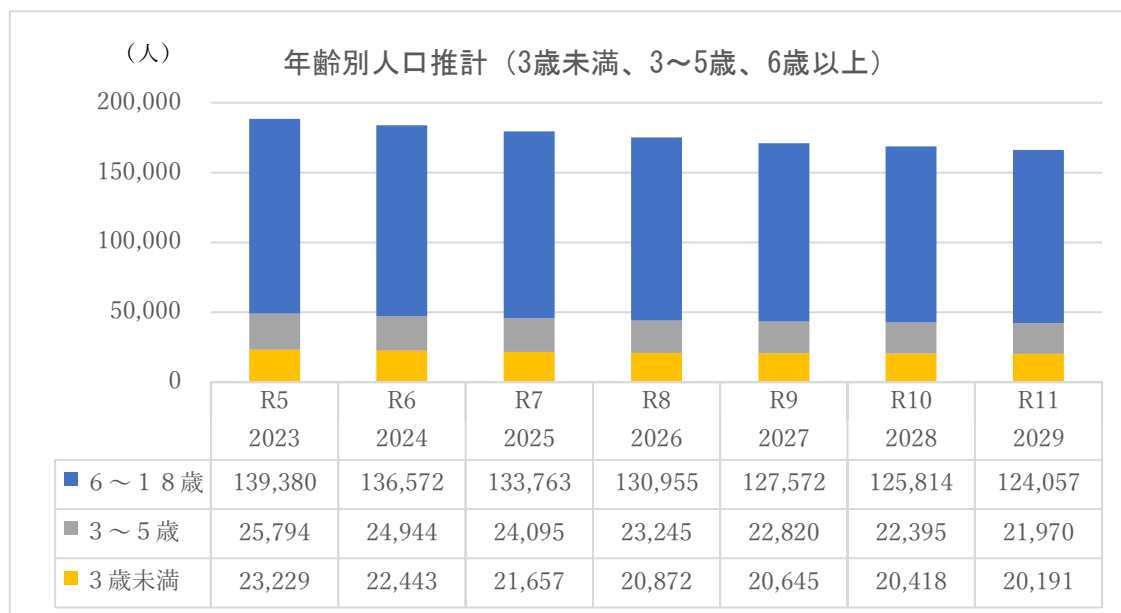
県では、これらの法改正等を踏まえ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底のもと、子どもの意見や意向を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもが心身ともに健やかに育つための社会的養育に関する取組を総合的に推進します。

第2章 取組の内容

I 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 児童数の将来推計

- 本県では、晩婚化の進行や未婚率の上昇等により、少子化の進行に歯止めがかからない厳しい状況であり、今後も児童数の減少が見込まれます。

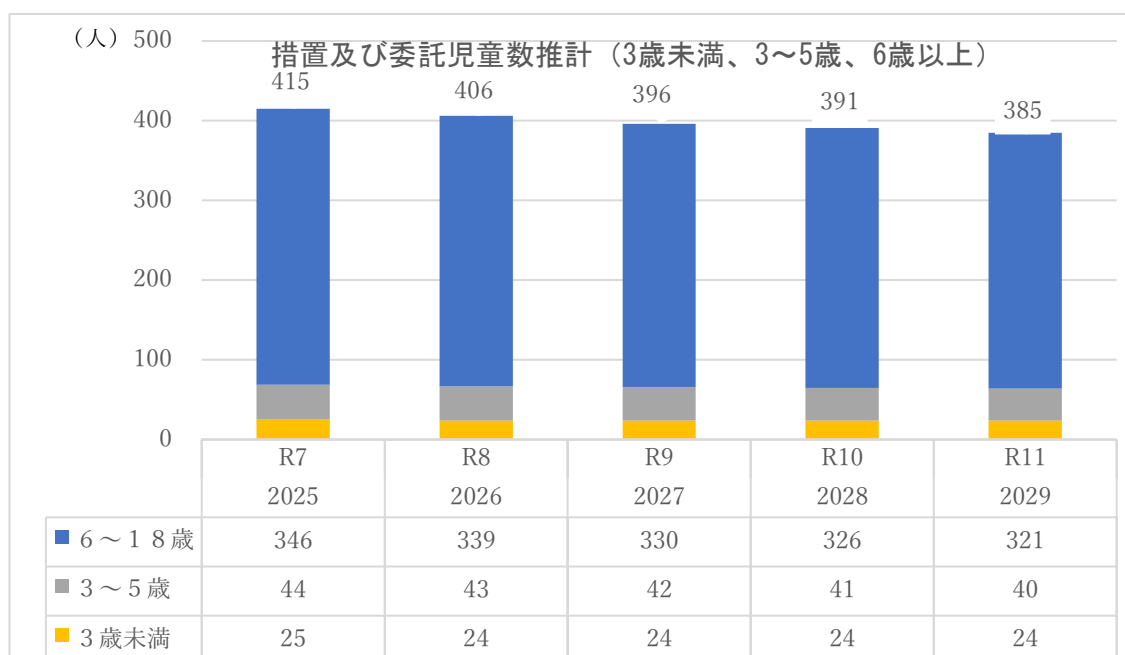


【こども家庭課作成】

「市町年齢別推計人口（県統計分析課）」に「将来の男女5歳階級別人口（国立社会保障・人口問題研究所）」の減少率をかけて算定

2 措置及び委託児童数の将来推計

- 代替養育を要する子どもの割合は、過去10年間変化が少なく、全児童数の0.23%程度です。児童養護施設等への措置又は委託児童数は、「児童数の将来推計」に0.23%を乗じて算定したところ、令和7年（2025年）の415人から令和11年（2029年）には385人まで減少することが見込まれます。



Ⅱ 取組の内容

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。

一時保護された子どもや施設や里親家庭等に措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の充実化を進めていきます。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 一時保護の開始や施設入退所などの措置決定する際に、児童相談所が子どもに十分な説明を行うとともに、子どもから意見聴取を行い、子ども自身の意見や意向の反映に努めています。
- 令和5年度から意見表明等支援員（アドボケイト）^{*1}が児童養護施設や一時保護所を定期的に訪問し、第三者の立場としてそこで暮らしている子どもの意見表明を支援する取組を開始しました。
- 児童相談所の支援により一時保護所や児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもに子どもの権利ノート^{*2}を配布し、子ども自身の権利や権利擁護の仕組みについて、分かりやすい説明の実施に取り組んでいます。

【課題】

- 子どもに対する措置などに関する説明や、それに伴う意見聴取は、子どもの年齢や状況に応じた的確に行うことが重要なため、職員のスキルの向上が求められます。
- 全ての児童養護施設や里親家庭等で生活している社会的養護下の子どもへの意見表明支援の実施を図る上で、意見表明等支援員のさらなる確保・養成が必要です。

(2) 取組内容

子どもへの意見聴取等措置について

- 措置をとる理由や子どもが置かれている状況等を事前に丁寧に説明し、子どもが理解できたことを確認した上で措置等を実施します。
- 子どもの最善の利益を考慮して子どもへの措置や支援の方法等を検討し、子どもの意見や意向と反する決定を行う場合は、しっかり説明を尽くします。

意見表明等支援事業について

- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、子どものニーズに対応できる体制を整備します。

- 子どもが意見表明等をしたときは、児童相談所等の関係機関が子どもの意見や意向について、子どもの最善の利益を考慮して検討し、その結論と結論に至った理由を子どもに対して十分に説明する制度となるよう、関係者の理解醸成を進めます。

子どもの権利擁護に係る環境整備について

- 子どもの意向や状況に応じて、子ども自身が、社会福祉審議会へ自らの措置や処遇についての申立てもできることについて周知を図ります。
- 児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設などの関係機関・関係者に子どもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発や理解醸成を図ることも非常に重要であるため、社会的養護に関わる関係職員に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修を実施します。

* 1 意見表明等支援員（アドボケイト）

児童養護施設等に入所する児童等の生活の悩みや不満、措置内容等に関する意見・意向を把握し、施設や児童相談所等に対する意見表明を支援する者

* 2 子どもの権利ノート

子どもには意見や考えを自由に表現する権利があることや、児童養護施設や里親家庭等での生活の様子、自身の権利を侵害された場合の相談先等を分かりやすく説明する冊子のこと

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

令和4年改正児童福祉法においては、子ども家庭総合支援拠点^{*3}と子育て世代包括支援センター^{*4}の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する子ども家庭センター^{*5}の設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置づけられました。

市区町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子間における適切な関係性の構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

(参考) 山口県社会的養育推進計画(R2～R6)の数値目標

項 目	平成30年度 《計画作成時》	令和5年度 《現状》	令和6年度 《目標》
子ども家庭総合支援拠点の設置 市町数	4市町	全市町	全市町
子育て世代包括支援センター設置 市町数	15市町	全市町	全市町

○ 両施設ともに令和4年度内に全市町に設置し、目標を達成しました。

※令和6年度から、両施設を統合した「こども家庭センター」の設置が市区町村の努力義務とされています。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- こども家庭センターについて、令和6年4月時点で8市町が設置しており、残りの11市町は令和8年度までの設置に向けて取り組んでいます。
- ヤングケアラー^{*6}について、24時間相談可能な専門相談窓口を設置し、全県的な相談支援体制を整備しています。
- 「児童家庭支援センター」^{*7}は、児童養護施設に5カ所設置されています。

【課題】

- 支援が必要な子育て家庭をなるべく早期に発見し、適切に対応するため、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、専門的支援が受けられるよう市町と連携した子ども家庭支援体制の整備に取り組むことが必要です。

- ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、県、市町、関係機関が連携して支援を行う体制の構築が必要です。
- 地域に密着したより細かな相談支援を行う施設として家庭からの専門的相談への対応や市町への技術的助言を行うなど、児童相談所の補完的役割を果たしている児童家庭支援センターを積極的に活用することが求められています。

(2) 取組内容

こども家庭センター

- 市町職員への研修を実施し、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、こども家庭センターの全市町への設置を促進します。
- 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に、児童養護施設等と連携しショートステイ^{*8}、トワイライトステイ^{*9}等の家庭支援に取り組みます。

ヤングケアラーに対する支援

- ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるため、専門相談窓口の整備や支援人材の育成等を実施します。
- 多様な機関が相互に連携しヤングケアラーを適切な支援につなげることができるように、児童福祉、介護、医療、教育等の多機関連携の体制を構築します。

児童家庭支援センター

- 家庭その他からの専門的な知識等が必要な子どもの問題の相談に応じ、継続的な指導が必要な子ども及び家庭についての指導を行うとともに、市町の求めに応じ助言、必要な援助を行えるよう人材育成等を支援します。
- 在宅指導措置委託引き受けや家庭支援事業の積極的な実施により、地域支援を十分に行えるよう、市町や児童相談所との連携を促進します。

* 3 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（社会福祉援助）までを行う機能を担う拠点のこと

* 4 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等の専門職が総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと

* 5 こども家庭センター

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般への対応や、通所・訪問等による継続的な養育支援等を行うため、市町が設置する支援拠点のこと

* 6 ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと

＊ 7 児童家庭支援センター

子どもに関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、相談員や心理担当職員など専門の職員が、問題解決に向けて必要な助言や援助等を行う施設のこと

＊ 8 ショートステイ

疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間（通常、7日間以内）、養育・保護を行うもの

＊ 9 トワイライトステイ

仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦^{*10}等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置付けるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 予期しない（望まない）妊娠等により悩みや家庭生活への困難を抱える特定妊婦等に対して、産科医療機関との連携により相談支援拠点を設置しています。
- 居場所がない、または医療ケアや生活支援が必要な際は、一時的な居場所や食事の提供や、産前から産後まで継続した支援を行います。
- 経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設は県内に5箇所あります。

【課題】

- 市町等関係機関と連携し、乳幼児全戸訪問等を通じて、支援を必要とする妊産婦等のさらなる早期把握と支援が必要です。
- 支援を必要とする妊産婦等に制度がいき渡るよう、一層の制度周知が必要です。

(2) 取組内容

特定妊婦に対する多機能な支援

- 支援を必要とする妊産婦等が安心して生活ができるよう、引き続き相談体制や生活支援に取り組みます。

市町との連携等

- 特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援するため、市町こども家庭センターとの連携を図ります。
- 支援を必要とする特定妊婦等への支援を担う人材育成の観点から、関係する児童相談所や市町こども家庭センター等の職員への研修を実施します。

*10 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと

4 一時保護改革に向けた取組

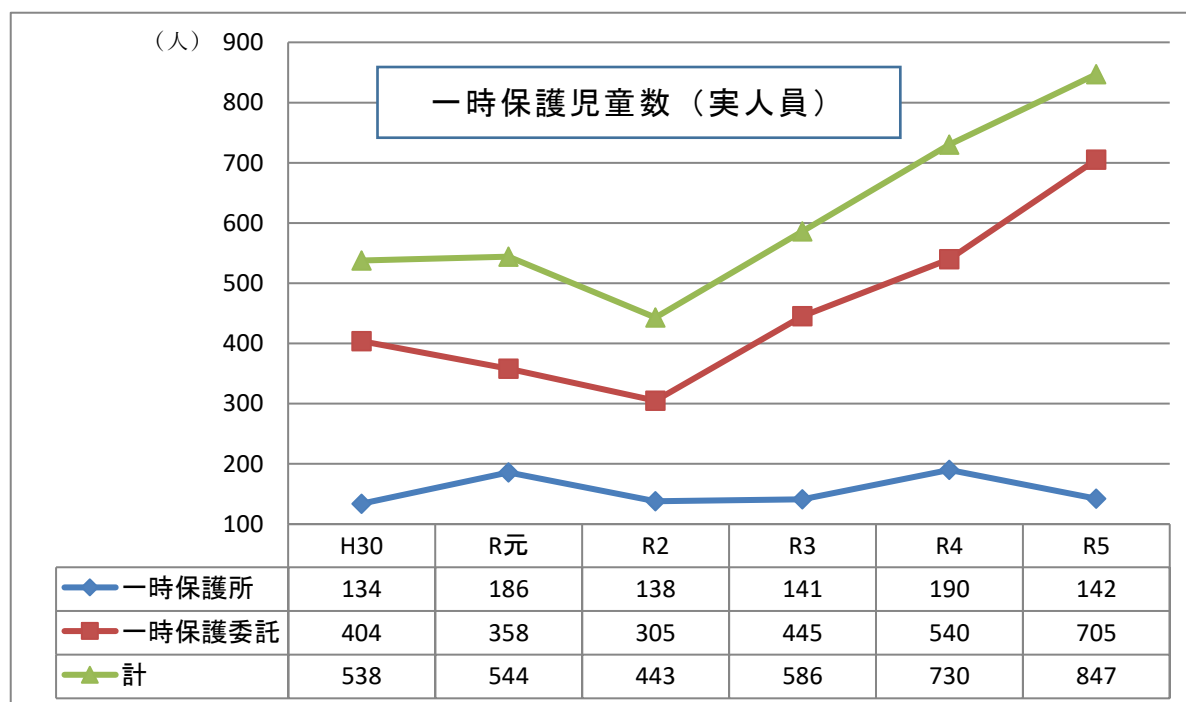
平成 28 年改正児童福祉法により、一時保護の目的は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るための「緊急保護」、又は子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するための「アセスメント保護」であることが明確化されました。

子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから「新しい社会的養育ビジョン*¹¹」においても、一時保護の見直しの必要性が示されました

一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものでありますが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要です。

(参考) 山口県社会的養育推進計画（R2～R6）の数値目標

項 目	平成 30 年度 《 計画作成時 》	令和 5 年度 《 現状 》	令和 6 年度 《 目標 》
一時保護所での一時保護児童数（実人員）	134 人	142 人	ユニットを最大限に活用する。
一時保護委託児童数（実人員）	404 人	705 人	必要な一時保護委託先を確保する。



- 児童養護施設や里親等が担う一時保護委託児童数が増加傾向であり、一時保護所^{*12}での受入れ割合の向上を図る必要があります。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 虐待、置去り、非行などの理由により、養護を必要とする子どもの最善の利益を守るため、一時保護所や緊急時の一時保護委託の受入れを担う児童養護施設や里親家庭等で適切な保護を行います。
- 一時保護児童数、一時保護委託児童数の実人員は増加傾向にあります。
- 里親や児童養護施設等へ一時保護委託を行った子どもの数の割合は、直近3年間で8割近くであり、一時保護所で一時保護を行った子どもの数に比べて多くなっています。

【課題】

- 児童虐待については、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、必要な時には子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく一時保護を行うことが求められています。
- 子どもの意見が適切に表明できるよう十分に取り組まれているか等、一時保護中の子どもの権利の制限が必要以上に行われていないか検証が必要です。
- 緊急の一時保護委託は施設や里親等に係る負担が大きいところ、一時保護所については入所中の子どもの個別対応を基本としつつ、入所率の向上を図る必要があります。
- 学童期以降の子どもの一時的保護中の学習権を保障する必要があります。

(2) 取組内容

一時保護の体制整備

- できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべきであり、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とします。
- 研修などによる職員等の専門性の向上や、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントを適切に行います。
- 家庭における養育環境と同様の養育環境の確保に向けて、一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保等に努めます。

一時保護における子どもの最善の利益について

- 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるよう取り組みます。
- 子どもの自由な外出を制限する閉鎖的環境において保護する場合は、2週間ごとにその必要性を検討します。
- 可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切なものについては子どもが所持できるよう配慮します。

一時保護所の機能強化

- 一時保護所の環境改善に向けた施設改修により、入所児童の生活環境の改善を行うとともに、一時保護所の入居率の向上を図り、緊急時の一時保護委託の受入れを担っている児童養護施設や里親家庭等の負担軽減に努めます。
- 入所ユニットの増築・改修により、子ども一人ひとりの状況等に応じた個別対応を推進します。
- 通学が難しい子どもについて、一時保護所内での学習支援の充実を図ります。

*11 新しい社会的養育ビジョン

平成 28 年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されたことから、この改正法の理念を具体化するため、有識者による検討会でとりまとめられたもの

*12 一時保護所

児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設のこと

5 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

国連の「児童の代替的養護に関する指針」（平成 21 年 12 月 18 日国連総会採択決議）では、「児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組（中略）などの適当な永続的解決策を探ること。」とされています。

平成 28 年改正児童福祉法により特別養子縁組^{*13}、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。

令和 4 年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実が図られました。

子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、家庭における養育が困難又は適当ではない場合は、代替養育で養育され、家庭への復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組や普通養子縁組の推進が求められており、支援体制の構築に向けた取組を行う必要があります。

（参考）山口県社会的養育推進計画（R2～R6）の数値目標

項 目	平成 30 年度 《計画作成時》	令和 5 年度 《現状》	令和 6 年度 《目標》
児童相談所が関与する特別 養子縁組成立件数	2 件	1 件	4 件

- 各児童相談所では、家庭復帰が困難な子どもの特別養子縁組に向けた取組を進めており、年度によって成立件数の変動があります。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 児童相談所が関与した特別養子縁組は、平成 30 年から令和 5 年にかけて 18 件です。

成立には、父母による養子となる子どもの監護が著しく困難又は不適當であること等の事情がある場合において、子どもの利益のため特に必要があると家庭裁判所に認められる必要があります。

- 本県には、民間あっせん機関^{*14}が 1 か所あり、関与した特別養子縁組は、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて 7 件です。

【課題】

- 家庭養育優先原則による子どもの家庭復帰に向けては、子どもと保護者への支援が必要です。

- 家庭復帰が困難な子どもに対して、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を実施する体制が必要です。

(2) 取組内容

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底

- 子どもの成長・発達にとって最も自然な環境である家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

親子関係の再構築に向けた支援

- 研修等による児童相談所職員の資質向上や支援員の配置により、保護者支援プログラム^{*15}の実施など、親子関係再構築支援に係る取組を推進します。

パーマネンシー保障の観点による特別養子縁組等の推進

- 里親養育支援児童福祉司を中心に児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制の充実に努めます。
- 養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討し、永続的な家族関係をもたらす特別養子縁組を推進します。
- 民間あっせん機関や里親支援センターと連携し、特別養子縁組等を推進します。
- 特別養子縁組や普通養子縁組の検討や成立後の養親に対して、関係機関と連携して支援します。

*13 特別養子縁組

何らかの理由で実親（生みの親）が育てられない子どものために、実親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度のこと

*14 民間あっせん機関

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成30年4月1日施行）」により、あっせん機関の開設に許可制度が導入され、全国に23カ所在所（令和6年4月1日時点）

*15 保護者支援プログラム

児童相談所において、児童虐待を行った親に対して、親子関係再構築支援の一環として実施しているプログラムのこと。様々な手法あり

6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

平成 28 年改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるようにしなければならない」とされており、代替養育を必要とする子どもについては、里親支援策の充実などにより、里親^{*16}・ファミリーホーム^{*17}への委託を推進する必要があります。

国においては、令和 11 年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率^{*18}75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上の取組を推進しており、本県は国が掲げる委託率と同率にします。

なお、里親委託は、子どもの最善の利益の観点から行われるべきものであって、数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではありません。

〈里親等への委託を要する子どもの数と里親委託率〉 単位：人（％）

区分	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
3 歳未満	9 (33.8)	11 (44.1)	14 (54.4)	16 (64.7)	18 (75.0)
3 歳以上就学前	20 (44.9)	23 (52.3)	26 (59.8)	28 (67.4)	30 (75.0)
学童期以降	113 (32.4)	125 (36.8)	136 (41.2)	149 (45.6)	161 (50.0)
計	142 (34.2)	159 (39.2)	176 (44.4)	193 (49.4)	209 (54.3)

（参考）山口県社会的養育推進計画（R2～R6）の数値目標

項 目	平成 30 年度 《計画作成時》	令和 5 年度 《現状》	令和 6 年度 《目標》
里親委託率	20.4%	24.0%	33.3%
里親等委託子ども数	102 人	105 人	155 人
登録里親数	183 世帯	232 世帯	206 世帯
委託里親数	52 世帯	66 世帯	72 世帯
ファミリーホーム数	5 施設	8 施設	9 施設
ファミリーホーム定員数	30 人	48 人	54 人

○ 里親制度の普及啓発の取組により、登録里親数は目標を上回っていますが、里親委託率の目標達成は困難な見込です。

(1) 本県の現状と課題

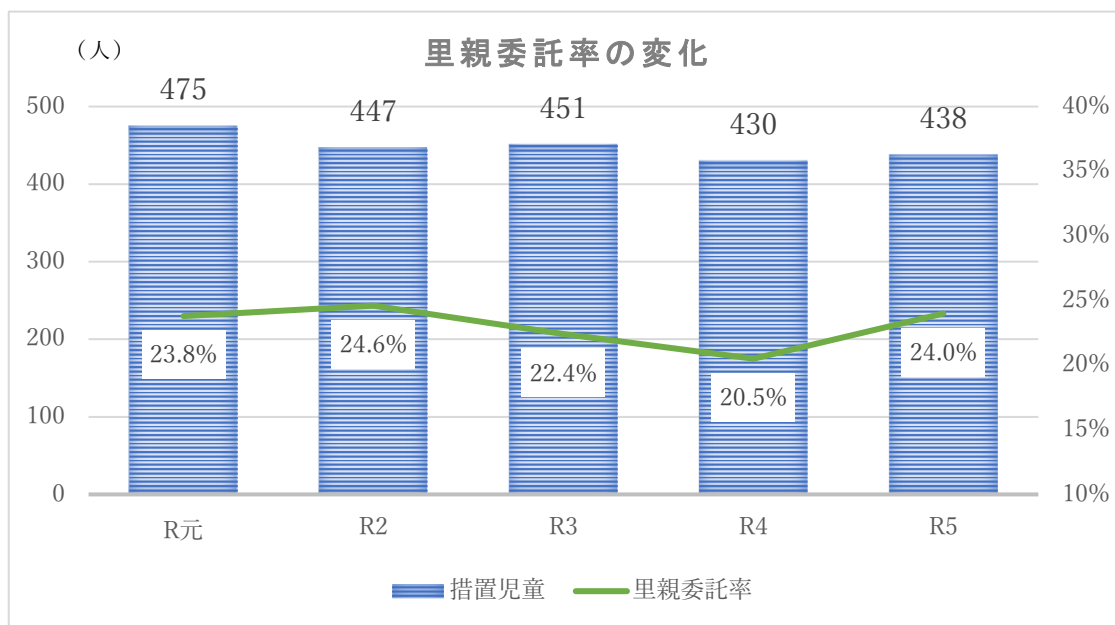
【現状】

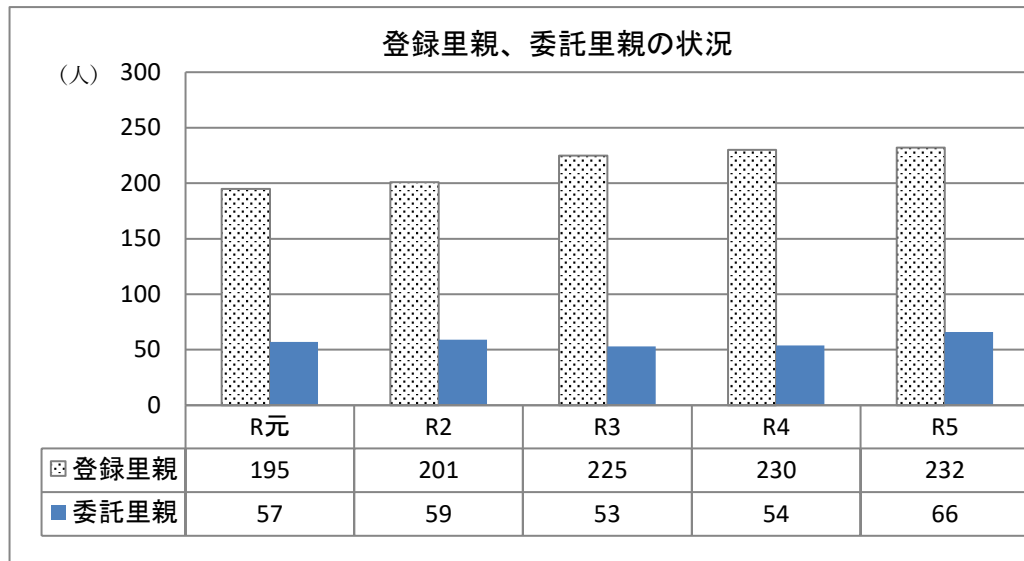
- 里親委託率は、年度により増減があるものの、直近 5 年間で 0.2 ポイントの増加と伸び悩んでいます。
- ファミリーホームは、令和 2 年度の 7 箇所から令和 5 年度には 8 箇所に増えましたが、委託児童数は横ばいです。
- 登録里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援までの一連の業務を一貫して行う里親支援センター*19を設置運営しています。
- 登録里親数と委託里親数は、年々増加傾向です。

措置児童数の推移

単位：人

年度	里親委託児①	ファミリーホーム委託児②	乳児院入所児③	児童養護入所児④	合計⑤=①～④	里親委託率 = (①+②) / ⑤
R 元	82	31	22	340	475	23.8%
R 2	81	29	19	318	447	24.6%
R 3	72	29	19	331	451	22.4%
R 4	65	23	20	322	430	20.5%
R 5	79	26	18	315	438	24.0%





【課題】

- 代替養育を必要とする子どもの受け皿となる登録里親を更に増やすためには、普及啓発に力を入れる必要があります。
- 複雑化・多様化する子どものニーズに応えることのできる、養育力の高い里親が必要です。
- 里親委託に向けての子どもと里親のマッチングを進める上で、県、児童相談所、里親支援センターによる一層の連携した取組が必要です。

(2) 取組内容

里親支援センターによる一貫した里親等支援の実施

- 児童相談所による支援に加えて、民間の里親支援センターを設置し、里親支援業務を包括的に実施します。
 - ・ 里親制度の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等について、児童相談所、市町、児童福祉施設、児童家庭支援センター及び里親会と連携を強化して、里親制度の推進や里親支援の充実を図ります。
 - ・ 里親会の活動に対し、里親同士の交流や研修などの活動を行うための支援をします。

児童相談所による子どもの意向を踏まえたケースマネジメントの実施

- 児童相談所と施設等が連携してそれぞれの子どもにとっての最善の利益を検討し、子どもの意向や状況を踏まえつつ、家庭における養育環境と同様の家庭環境である里親等への委託を検討します。

子どもと里親のマッチングに向けた関係機関の連携

- 里親委託に向けてのマッチングが効果的に実施されるよう、これまでの取組の検証も踏まえた上で、県、児童相談所、里親支援センターが連携して取り組みます。

- ・ 児童相談所は、児童養護施設や乳児院と連携のもと、年に1回は、全入所児童の里親委託の可能性を検討します。
- ・ 里親委託に向けて実親の同意が得られていない場合、里親委託は実親との親子関係を絶つものではなく、家庭と同様の環境において子どもの健全な養育に必要な措置であることの説明を検討します。
- ・ 子どもと里親の関係悪化で委託が解除される里親不調のケースの要因分析を行い、今後の取組に反映します。

＊16 里親

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと

＊17 ファミリーホーム

経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に最大5名または6名の子どもを迎え入れて養育する事業のこと

＊18 里親委託率

乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム等への措置児童数に占める里親及びファミリーホーム委託児童数の割合のこと

＊19 里親支援センター

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関のこと

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

「家庭養育優先原則」の実現のため、里親委託を推進していく一方で、ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア等、施設での養育も引き続き必要とされていますが、その場合は「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があります。施設は小規模かつ地域分散化することが求められています。

また、施設は、子どもの養育機関としての専門性を生かし、里親支援の機能や地域の相談に応じる機能、市町への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能転換を図っていくことが必要とされています。

里親による養育の推進が実現するまでの間、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿を確保する必要があります。

こうしたことを踏まえながら、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を行う必要があります。

(参考) 山口県社会的養育推進計画 (R2～R6) の数値目標

項 目	平成 30 年度 《計画作成時》	令和 5 年度 《現状》	令和 6 年度 《目標》
施設での養育が必要な子ども数	399 人	333 人	312 人
小規模かつ地域分散化された施設数	11 施設	25 施設	増加させる

- 各児童養護施設について、施設整備や職員配置について支援を行い、施設の小規模・分散化の取組が進みました。

※ 山口県には運営主体ベースで、児童養護施設が 10 施設、乳児院が 1 施設あります。施設の小規模かつ地域分散化の例外（ケアニーズが非常に高い子どもに対して、地域分散化の原則によらず、生活単位が集合する本体施設での措置）を除き、令和 2 年度をもって、全児童養護施設 10 施設で小規模かつ地域分散化を実施済です。

小規模かつ地域分散化された施設数（運営主体ベース）の整備目標

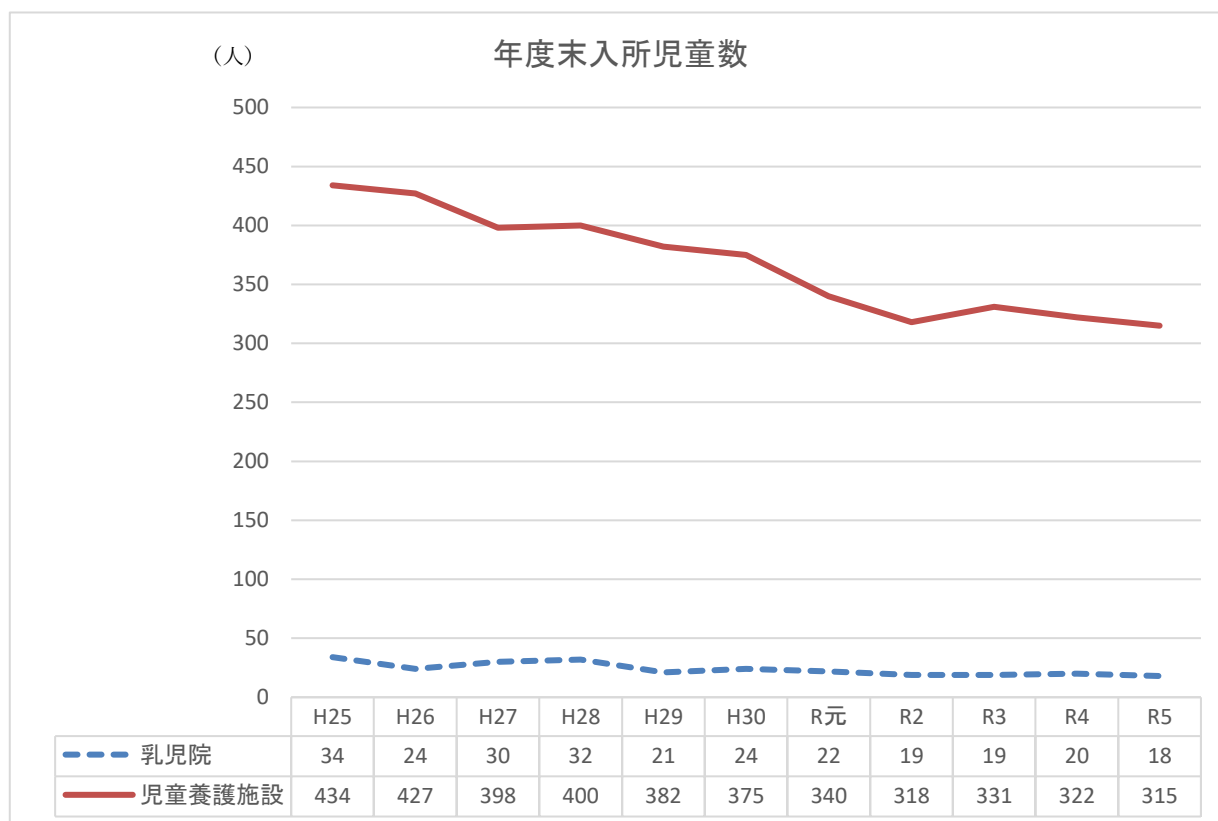
単位：施設

	令和 6 年度 (現状)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童養護施設	10	10	10	10	10	10
乳児院	0	0	0	0	0	0

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 乳児院及び児童養護施設への入所児童は、平成 25 年度以降、概ね減少傾向で推移しています。
- 今後は、少子化に伴う代替養育を必要とする子どもの数の減少や、家庭養育優先原則に基づく里親やファミリーホームへの委託の増加により、施設入所児童の減少が見込まれます。



施設入所児童数の将来見込

単位：人

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3 歳未満	16	13	10	8	6
3 歳以上 就学前	24	20	16	13	10
学童期以降	233	214	194	177	160
計	273	247	220	198	176

- 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化された施設の数、平成 30 年度から令和 5 年度までに 11 施設から 25 施設へ増加しました。

- 乳児院及び児童養護施設における小規模グループケア（分園型）及び地域小規模児童養護施設（グループホーム）への措置は、平成 30 年度から令和 5 年度までに 13.0%から 43.5%へ上昇しました。

（参考）

乳児院 （県内 1 か所）	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童養護施設 （県内 10 カ所）	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
児童心理治療施設 （県内 1 か所）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設 （県内 1 か所）	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

【課題】

- 将来的に代替養育を必要とする子どもの数の減少が見込まれるところ、一層の、施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進めることが必要です。
- 児童養護施設には被虐待児や何らかの障害を有するケアニーズが高い子どもが多く、多様な専門職種による支援が必要です。

(2) 取組内容

児童養護施設や乳児院や児童心理治療施設等については、家庭的な環境での養育が図られるよう、小規模かつ地域分散化、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図ることにより、更なる専門性の向上を推進します。

小規模かつ地域分散化

- 施設の小規模かつ地域分散化に向けて、乳児院及び児童養護施設が策定する計画の検討や見直し等を支援します。
- 入所児童を「できる限り良好な家庭的環境」での養育を推進するため、小規模（最大 6 人）かつ地域分散化した施設への職員配置の支援や施設整備を推進します。

高機能化

- 入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進を

図る体制整備を促進します。

- 子ども一人ひとりの状況やケアニーズに応じた養育に向けて、専門人材の配置等により養育機能の強化を支援します。
- 小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアが必要となるため、生活単位（将来的には4人まで）の集合（概ね4単位まで）における養育体制の充実を図ります。

多機能化・機能転換

- 地域のニーズに応じた、一時保護専用施設の整備や児童家庭支援センターや里親支援センターの併設を、引き続き支援します。
- 親子関係改善のための通所指導など、子どもの家庭復帰に向けて、施設整備も含めた子どもと家庭の支援に取り組みます。
- 里親支援に従事する職員の確保や里親に対するレスパイト・ケア^{*20}など支援体制を充実します。
- 市町と連携したショートステイ・トワイライトステイ等の家庭支援事業の実施や在宅支援等に取り組みます。

人材育成等

- 施設がこれまで以上に専門的な役割を担えるよう、研修等を活用して、小規模かつ地域分散化や高機能化や多機能化等を担う専門性のある施設職員の確保・育成を支援します。
- 処遇改善やキャリアパスの整備などを通じて職員の確保に努めます。
- 多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、資格取得支援により施設職員の養育能力の向上を推進します。

【具体的な児童福祉施設等の小規模化・地域分散化・高機能化等の整備内容】

- 県内全域の児童養護施設を含む児童福祉施設及び一時保護所における小規模グループケアの推進
 - 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の設備基準に沿った一時保護施設の機能強化に伴う施設整備
 - 一時保護専用施設の整備や児童家庭支援センターや里親支援センターの併設の整備
 - 児童心理治療施設における親子関係改善等に向けた通所導入及び家族療法の実施、親子子育て相談等のための施設利用者増加等に対応した建替えや駐車場整備
- ※「やまぐち子ども・子育て応援プラン」における「施設の小規模化・地域分散化・高機能化等」の取組と連動

(3) 母子生活支援施設について

母子を分離せずに入所させ、生活や子どもの養育が困難になった母子家庭を支援するため、生活の場としての利用を促進するとともに、生活支援のための相談・助言機能がより効果的となるよう市町、福祉事務所、児童相談所、男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等と連携して取り組みます。

*20 レスパイト・ケア

委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

児童養護施設等で養育された子どもは、自立にあたっては、家族からの支援が見込まれず、経済的支援をはじめ、対人関係、就労、住居などの日常生活の問題への相談先や支援者が乏しいという現状に直面する場合があります。

令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業^{*21}が創設されました。

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぎ、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に向けた支援をします。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 本県の自立支援を必要とする社会的養護経験者等は、令和7年度から令和11年度にかけて、以下のとおり見込まれます。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
21人	25人	26人	23人	20人

- 令和6年4月に社会的養護自立支援拠点を開設し、これまで公的支援を受けることができなかった社会的養護経験者等の自立に向けて、相談・助言や自立援助ホーム^{*22}への入居支援をします。
- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する児童等に共同生活を行う住居を提供し、日常生活上の援助や生活指導、就業の支援や生活費等の支給をします。（児童自立生活援助事業（Ⅰ型）（Ⅱ型）（Ⅲ型））
- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築くため、家賃や生活費、就職に必要な資格取得費の貸付を行っています。（自立支援資金貸付事業）

実 施 主 体：山口県社会福祉協議会

返還免除要件：5年間の就業継続（資格取得費の場合は2年間）

- 児童養護施設等を退所する児童等が、就職、アパートとの契約、大学等への進学の際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約に係る保険料を補助しています。（身元保証人確保対策事業）

【課題】

- 転居等により社会的養護を経験した者（ケアリーバー）と連絡が取れないことも多く、捕捉が困難で支援者との繋がりを維持することが難しいことがあります。
- 潜在的に自立に向けた支援を必要とする者は多くいるため、支援が行き届くよう、取組の周知が必要です。

(2) 取組内容

自立に向けての代替養育中の支援

- 当事者の意見を反映しながら、代替養育中の自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進します。
- 施設へ入所、里親等へ委託している段階から、関係者間（児童相談所、児童入所施設、社会福祉協議会、児童委員等）で情報共有するとともに、学校や就職支援専門機関とも連携して社会的養護の枠組みを離れた後の支援策を検討します。

社会的養護経験者等への支援

- 代替養育を経験した子どもの自立支援のため、18歳以降の代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を児童養護施設等の関係機関から提供します。
- 「自立支援資金貸付事業」、「身元保証人確保対策事業」の利用促進に向けた周知を徹底します。
- 当事者の意見を踏まえたポスターを作成し、公的支援につながっていない社会的養護経験者等への支援に向けて、公共施設や商業施設等での広報に取り組みます。

*21 社会的養護自立支援拠点

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるため、生活支援や就労支援、関係機関との連絡調整を行う機関のこと

*22 自立援助ホーム

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設のこと

9 児童相談所の強化に向けた取組

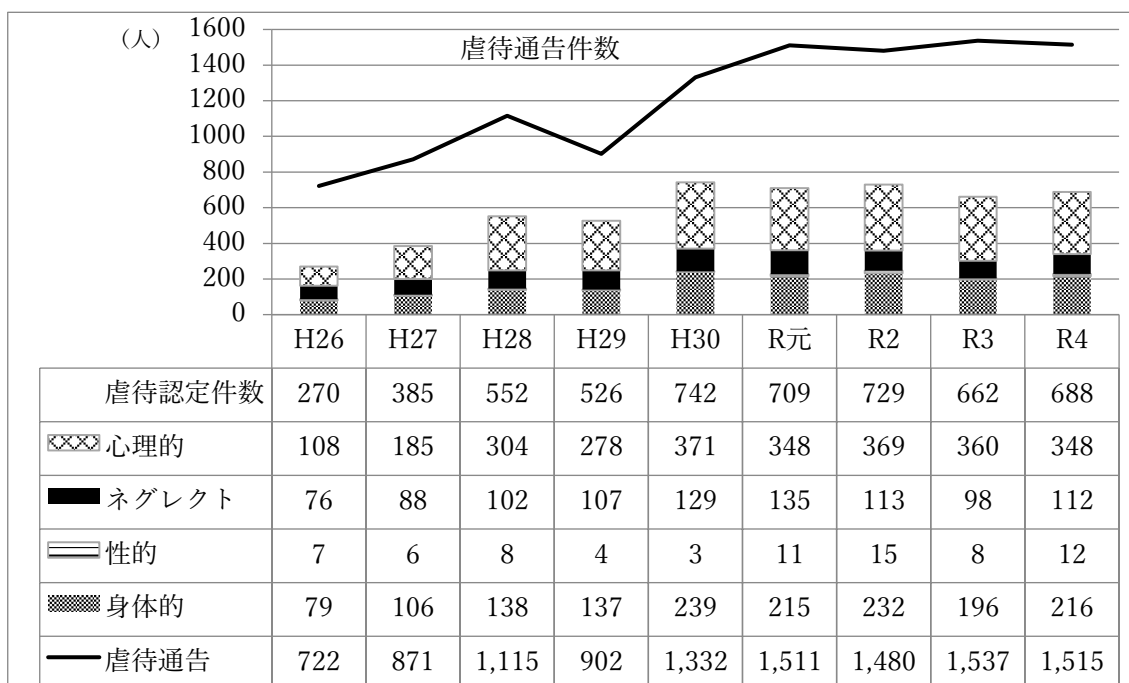
児童虐待^{*23}による死亡事案は、後を絶たず、深刻な社会問題となっています。全国の児童相談所への児童虐待相談対応件数は、令和4年度には約21.4万件で過去最多を更新しました。また、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所の強化等に向けた取組が求められています。

児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン^{*24}」に基づき、児童福祉司や児童心理司の適切な配置、弁護士による助言のもとで対応するための体制整備、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー^{*25}資格の取得促進を図る必要があります。

(1) 本県の現状と課題

【現状】

- 県内には児童相談所が6カ所設置されています。
- 児童虐待相談の状況として、令和4年度に児童相談所が受けた児童虐待相談件数(虐待通告件数)は、1,515件あり、そのうち688件を児童虐待として認定しました。心理的虐待が最も多く、全体の5割となっています。
- 虐待相談の経路として、警察からの相談対応件数の割合が全体の4割を超えています。



【課題】

- 児童虐待の背景には、DV、貧困などがある場合も多く、問題が複雑化していることなどから、幅広い知識を持って、多くの関係機関との連携が必要となるケースが増加しているため、児童福祉司等にも一層の専門性向上が求

められています。

- 一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のために新たに導入される司法審査について、円滑な導入及び実施に取り組みます。

(2) 取組内容

職員配置

- 児童福祉司を管轄区域の人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して、計画的に配置します。
- 虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町支援児童福祉司を除く。)2人につき1人を配置します。
- 専門性の高い案件について、各児童相談所に配置した医師や弁護士と連携して対応します。

人材の育成・確保

- 児童相談所職員の資質向上を図るため、研修を充実します。
- 児童福祉司の専門性を高めるため、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得を促進します。

関係機関等との連携強化

- 児童相談所が6カ所設置されている強みを活かし、きめ細かい支援ができるよう、市町、福祉事務所、男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)、警察、学校、医療機関等と緊密に連携します。
- 特に市町とは、虐待事案等に迅速、的確に連携して対応できるよう、幅広く情報を共有します。

*23 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律第2条において定義された、保護者からの①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類とされている行為のこと

*24 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)や「児童虐待防止対策のさらなる推進」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を引き続き計画的に進めるため、国が「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に代わり策定したもの。対象期間は令和5年度～令和8年度

*25 こども家庭ソーシャルワーカー

こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的に設立された認定資格のこと。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるソーシャルワークを専門的に学び、こども家庭福祉に係る支援の専門性を担保

10 障害児入所施設における支援

障害児入所施設において、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。このため専任の児童指導員又は保育士の配置、及び個室や居間、キッチン等を有した小規模グループケアによる良好な家庭的環境の下での支援を推進します。

項目	現状値 (令和 5 年度)
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	12

○ 数値目標

こども家庭庁支援局長通知（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（R6.3.12付））に基づき国が示した項目の令和11年度までの目標値を定めた上で、別途、国に進捗状況を毎年度報告することになっています。

1 当事者である子どもの権利擁護の取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
社会的養育にかかわる関係職員（児童相談所、一時保護所、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数	3回 680人	3回 570人
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	18人 1.4%	1,300人 100%
措置児童を対象とした日ごろから意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度		
①日ごろから意見を表明できる子どもの割合	① —	①100%
②日ごろから意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合	② —	②100%
③日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合	③ —	③100%

2 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
こども家庭センター設置市町数	8市町（R6年度）	全19市町（R8年度）
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数	15回 50人	16回 100人
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策（事業ごと）		
①子育て短期支援事業	① 1,451人	① 2,680人
②養育支援訪問事業	② 1,773人	② 1,389人
③一時預かり事業	③521,233人	③361,829人
④子育て世帯訪問支援事業	④ —	④ 1,254人
⑤児童育成支援拠点事業	⑤ —	⑤ 119人
⑥親子関係形成支援事業	⑥ —	⑥ 110人
	(R6年度)	

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	22 箇所	28 箇所
児童家庭支援センターの設置数	5 箇所	6 箇所
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数	10 件	16 件
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	5 箇所(R6 年度)	6 箇所

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1 箇所(R6 年度)	1 箇所
助産施設の設置数	5 箇所	5 箇所
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 87 人	1 回 140 人

4 一時保護改革に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
一時保護所の定員数	27 人	27 人
一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	159 箇所(R6 年度)	191 箇所
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 3 人	1 回 5 人
第三者評価を実施している一時保護所数・割合	0 箇所 0%	1 箇所 100%
一時保護所の平均入所率	45.5%	75.0%

5 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	0 件(R6 年度)	41 件
保護者への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	0 回 0 人	5 回 55 人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1 件	4 件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	2 件	2 件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20 人	20 人

6 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率		
①3歳未満の里親等委託率	①13.0%	① 75.0%
②3歳以上就学前の里親等委託率	②29.9%	② 75.0%
③学童期以降の里親等委託率	③23.6%	③ 50.0%
④里親等登録率	④70.0%	④104.1%
⑤里親等稼働率	⑤34.2%	⑤ 52.1%
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数		
①里親登録数（全体）	①232 世帯	①292 世帯
②養育里親登録数	②199 世帯	②253 世帯
③専門里親登録数	③ 24 世帯	③ 35 世帯
④養子縁組里親登録数	④119 世帯	④137 世帯
⑤新規里親登録数（年度当たり）	⑤ 23 世帯	⑤ 20 世帯
⑥委託里親数	⑥ 66 世帯	⑥160 世帯
⑦委託子ども数	⑦ 105 人	⑦ 209 人
ファミリーホーム数	8 施設	12 施設
里親登録に係る県児童福祉審議会の開催件数	3 件	3 件
里親支援センターの設置数	1 箇所(R6 年度)	1 箇所
里親に対する基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	5 回 83 人	8 回 100 人

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	29 施設 148 人	32 施設 160 人
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	11 施設 35 人	11 施設 35 人
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	8 施設	11 施設
一時保護専用施設の整備施設数	1 施設	2 施設
児童家庭支援センターの設置施設数	5 施設	6 施設
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	1 施設(R6 年度)	1 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0 施設(R6 年度)	0 施設

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
市町の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）		
①子育て短期支援事業	①11 施設	①11 施設
②養育支援訪問事業	② 2 施設	② 2 施設
③一時預かり事業	③ 0 施設	③ 0 施設
④子育て世帯訪問支援事業	④ 2 施設	④ 3 施設
⑤児童育成支援拠点事業	⑤ 1 施設	⑤ 2 施設
⑥親子関係形成支援事業	⑥ 1 施設	⑥ 1 施設
	(R6 年度)	

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
児童自立援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）		
①箇所数	①13 箇所	①15 箇所
②Ⅰ型の入居人数	② 21 人	② 21 人
③Ⅱ型の入居人数	③ 2 人	③ 5 人
④Ⅲ型の入居人数	④ 2 人	④ 5 人
	(R6 年度)	
社会的養護自立支援拠点*事業の整備箇所数	1 施設(R6 年度)	1 箇所

9 児童相談所の強化等に向けた取組

項 目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
第三者評価を実施している管内児童相談所数・実施割合	0 箇所 0% (R6 年度)	6 箇所 100%
児童福祉司、児童心理司の配置数	85 人(R6 年度)	85 人
市町支援児童福祉司の配置数	1 人(R6 年度)	1 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	11 人(R6 年度)	11 人
医師の配置数	常勤 0 人 非常勤 14 人 (R6 年度)	常勤 0 人 非常勤 14 人
保健師の配置数	7 人(R6 年度)	7 人
弁護士配置数	常勤 0 人 非常勤 6 人 (R6 年度)	常勤 0 人 非常勤 6 人
こども家庭福祉行政に携わる県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	13 人(R6 年度)	13 人
専門職採用者数	7 人(R6 年度)	7 人